

大分県庁舎内広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大分県庁舎内への広告掲載を適正に行うため、大分県庁内広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広告の取扱いについて、必要な事項を定める。

(種類)

第2条 広告の種類は、壁面広告及びデジタルサイネージ式広告とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置及び枠数は、原則として次のとおりとする。

(1) 壁面広告

広告の掲載位置	大分県庁本館エレベーター内壁面（側面）	4箇所
	大分県庁本館エレベーター内壁面（正面）	3箇所
	大分県庁別館エレベーター内壁面（側面）	4箇所
	大分県庁別館エレベーター内壁面（正面）	3箇所
	大分県庁新館エレベーター内壁面（側面）	4箇所
	大分県庁新館エレベーター内壁面（正面）	3箇所

(2) デジタルサイネージ式広告

広告の掲載位置 大分県庁本館1階エレベータホール南側壁面に設置したデジタルサイネージ式庁舎等案内板

(広告の規格)

第4条 要綱第4条第1号の規定による広告の規格は、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 壁面広告

- (ア) 大きさ 縦728mm、横515mm（B2相当）以内
- (イ) 形式 紙媒体等（厚みのないもの）

(2) デジタルサイネージ式広告

掲載可能スペース デジタルサイネージ式庁舎等案内板の企業広告スペース
(最大設置面積の30%以内)

(広告の禁止表現)

第5条 要綱第4条第2号の規定による広告の禁止表現は、原則として次の各号に掲げるものとし、各号のいずれかに該当する場合は、その広告は掲載しない。

(1) 県の情報と錯誤するおそれのある表現、画像の使用

(例) 「大分県〇〇情報」と表示、大分県徽章・県旗の使用等

(2) その他広告の表現として適切でないと認められるもの

(広告の制限事項)

第6条 要綱第4条第3号の規定による広告の制限事項として、広告の表現、配色等で閲覧者に不快感を与えるおそれがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告の取扱いについて必要な事項は、県が別に定める。

附則

この要領は、平成28年 2月 5日から施行する。

附則

この要領は、平成30年 1月17日から施行する。

附則

この要領は、平成31年 4月12日から施行する。

附則

この要領は、令和 3年 2月12日から施行する。